
第Ⅲ部

環境衛生

市の木 もみじ（イロハモミジ）



昭和56年3月1日制定

毎秋華麗に紅葉しつつ年々成長し、数百年の樹齢を保つイロハモミジは、活力ある宇治市の将来を象徴するにふさわしい木として制定されました。

「もみじ葉のなお色まさる朝日山よのまの霜の心ぞしる」藤原定家

第Ⅲ部 環境衛生

第1章 ラブホテル建築等の規制

昭和 63 年に供用が予定されていた京滋バイパス沿線を含め全市的にラブホテルの進出が懸念されたことから、昭和 57 年 8 月、宇治市環境保全審議会で「モーテル類似施設の建築規制」について審議され、昭和 58 年 4 月に答申された「ラブホテル建築規制についての提言」に則り、昭和 59 年 3 月に「宇治市ラブホテル建築等規制条例」を制定しました。その後、昭和 60 年には「宇治市ラブホテル建築等規制審議会」を設置し、条例施行に伴うラブホテルの建築等規制に関する審議のために、具体的に対応する体制を整えました。

平成 4 年 6 月の都市計画法の改正に伴う用途地域の指定替え及び平成 29 年 4 月の都市計画に伴う用途地域の追加を行いました。規制区域の変更は生じませんでした。

現在、市内の一部地域においてラブホテルの建築が可能となっていますが、当地域についても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」により風俗営業が規制されています。

第2章 犬の適正飼養管理

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射（生後 91 日以上を対象）を市内延べ 24 箇所（平成 29 年 4 月 3 日～4 月 11 日）において実施しました。

なお、犬の登録・注射は、年間を通じて開業獣医においても実施しています。海外では依然として狂犬病が発生しており、国内への侵入も危惧されることから、今後も狂犬病対策を行う必要性があります。

また、糞害等、飼い犬に関する問題が住環境を悪化させており、予防注射時における糞回収袋の配布、広報等により、犬の正しい飼い方についての啓発活動を実施しています。

表 3-2-1 犬の登録及び狂犬病予防注射の状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
犬の登録	10,717	10,793	11,168	11,103	11,267
犬の注射	6,335	6,271	6,247	6,011	5,989

表 3-2-2 動物飼養管理業務の状況

(単位：件)

区分 \ 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
犬の引取	9	11	7	3	11
猫の引取	50	29	8	2	12
犬の苦情	81	70	53	44	66
犬の捕獲	11	8	0	10	11

資料：山城北保健所

表 3-2-3 犬の苦情内訳（平成 29 年度）

内 訳	件数	割合 (%)
捕獲してほしい	20	30
捕獲したので引き取ってほしい	4	6
つないでほしい	7	10
糞便・尿を放置している	1	2
鳴声がやかましい	10	15
犬舎の管理が悪い	1	2
飼育方法が悪い	4	6
人を襲う（咬傷事故）	3	5
遺棄されている	1	2
虐待されている	2	3
その他	13	19
合 計	66	100

資料：山城北保健所

第 3 章 そ族・衛生害虫の駆除

1 野蜂への対応

蜂の巣の撤去は、他の害虫処理と同様にあくまでも発生源の管理者が自ら対処すべきものです。

このため、市に問い合わせがあった場合、蜂の巣撤去の専門業者を取りまとめている「公益社団法人京都府ペストコントロール協会」の紹介を行っています。

また、自ら蜂の巣の撤去を行う方には蜂防護服の貸出も行っています。

2 トビケラ対策

昭和 47 年頃から、宇治川周辺において毎年トビケラの大量発生が繰り返されてきました。平成 25 年度に「トビケラ対策検討関係者会議」を開催したものの、抜本的な対策は見つかっておらず、市では次の 2 つの対策を行っています。

表 3-3-1 トビケラ対策の状況

対 策	開始年度	29 年度	備 考
電撃殺虫器の設置	昭和 48 年度 (3 基設置)	宇治橋近辺の 7 箇所 に、4 月中旬から 9 月 下旬の間設置・稼動	トビケラが灯りに群がる習性を利用 して、誘蛾灯で誘い、6,000～ 11,000V の高圧電流で感電死させ る。
薬剤散布	昭和 57 年度	4 月 27 日、6 月 1 日、 に実施	トビケラが昼間、木の葉の陰に潜 む習性を利用し、年 3 回、宇治川両 岸の樹木に薬剤を散布する。

第 4 章 あき地の雑草等の除去指導

1 概要

「宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、あき地に繁茂した雑草等の放置を規制することにより、生活環境の保全と農地の保護等を図っています。

あき地の適正管理は、所有者の義務であり、雑草等の除去についても自己処理が原則です。今後も問題のあるあき地所有者に対して、助言・指導するとともに、苦情者、町内会・自治会等との連携を強め、一層実効性を高めていく必要があります。

表 3-4-1 雑草処理の状況

① 対応区分別件数・面積

(単位：件、㎡)

	指導・助言		自己処理		委 託		未処理	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
25 年度	89	34,558	37	23,980	49	10,054	3	524
26 年度	85	31,156	25	18,352	51	11,287	9	1,517
27 年度	85	26,650	21	8,015	45	10,460	19	8,175
28 年度	50	11,822	18	4,416	32	7,406	0	0
29 年度	66	16,126	23	6,553	43	9,573	0	0

② 件数・面積別処理率

(単位：%)

区分	年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	処理率	件数	96.6	89.4	77.7	100
面積		98.5	95.1	69.3	100	100

図 3-4-1 指導・助言後の処理件数の推移

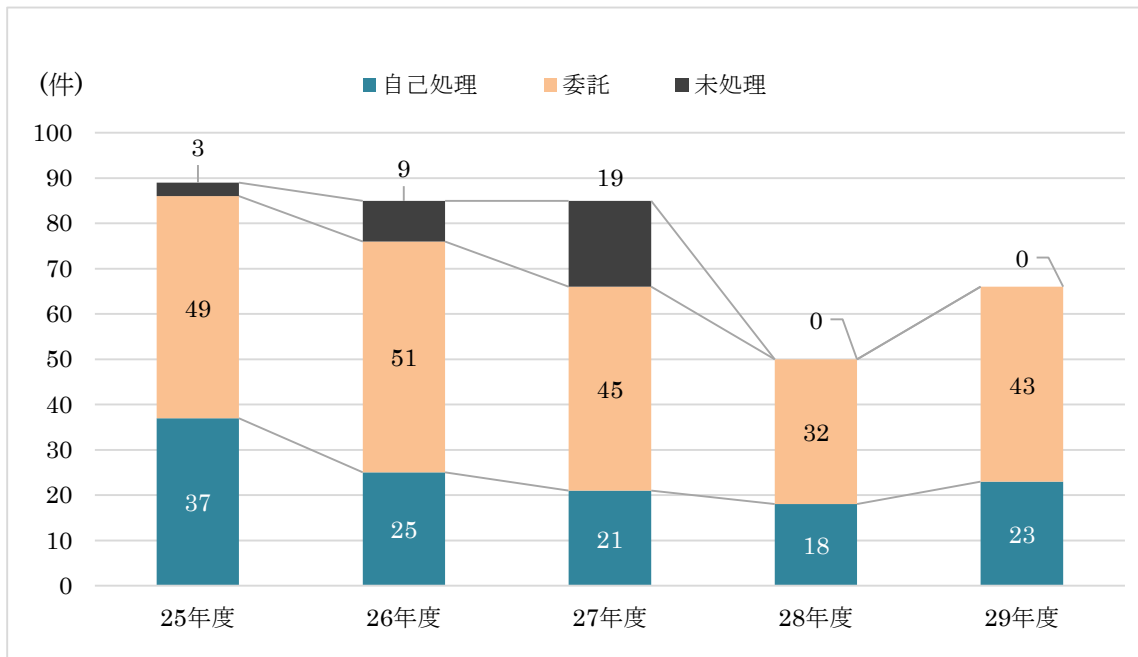
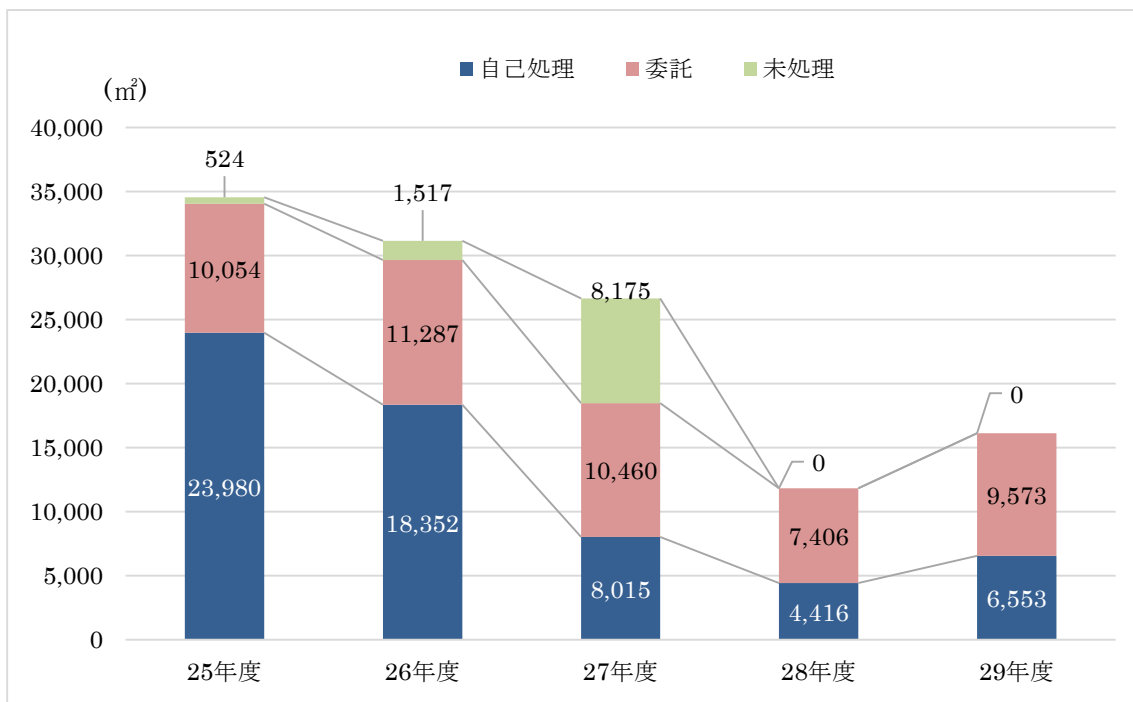


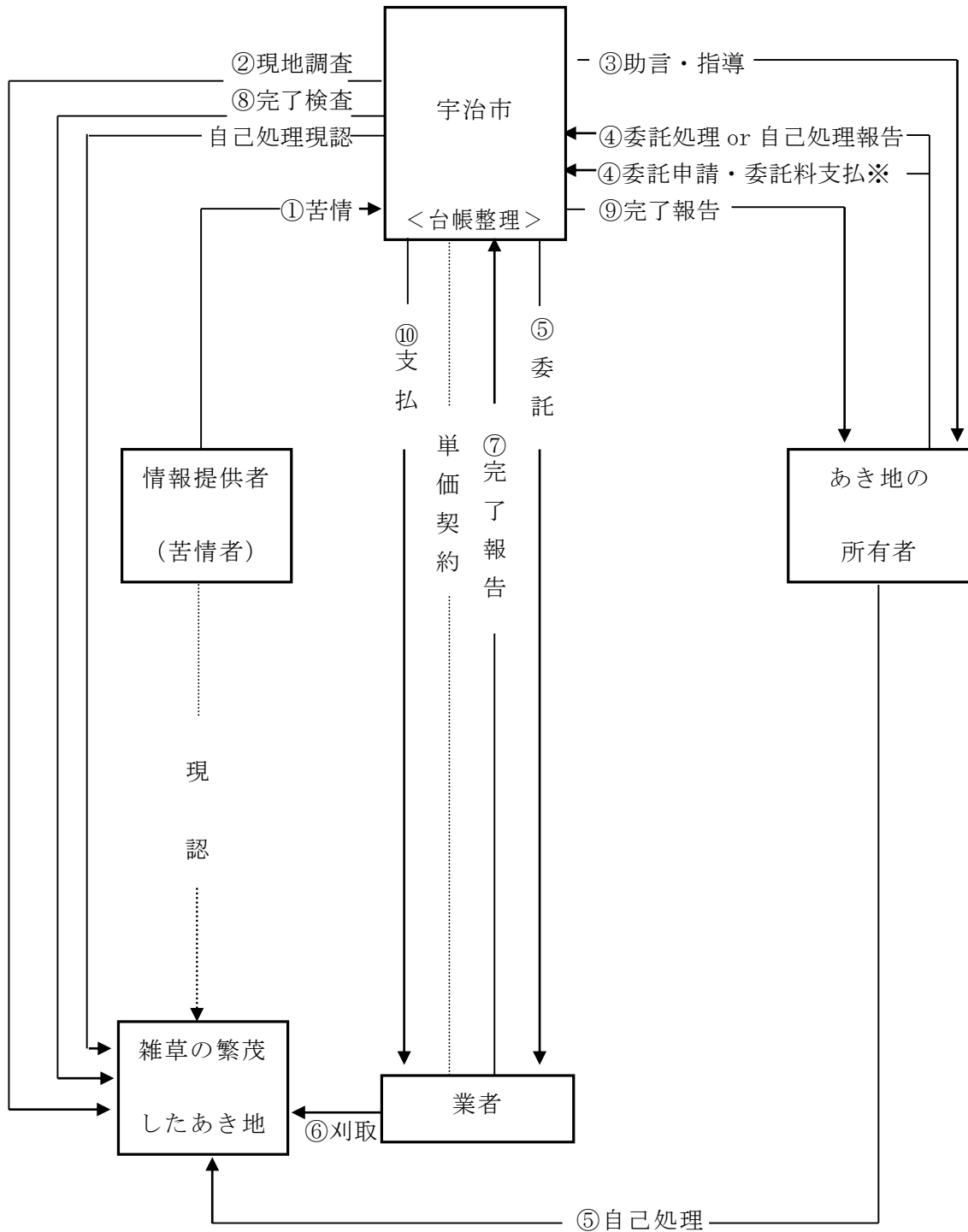
図 3-4-2 指導・助言後の処理面積の推移



2 苦情処理の手続

あき地の適正管理は所有者の義務であり、雑草除去は自己処理が基本です。

図 3-4-3 苦情が発生した場合の事務処理フロー



(備考) ※ = 60 円/m² (刈り倒し)

第5章 公衆浴場への助成

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」及び「宇治市補助金等交付規則」に基づき、公衆浴場業者への助成事業として補助金の交付を行っています。

表 3-5-1 公衆浴場業者への助成事業の状況

(単位：件、千円)

年度 項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象数	7(6)	6	5	5	5
補助金額	1,044	864	720	720	720

(備考) 平成26年1月15日に1浴場が廃業。平成27年3月31日に1浴場が休業。

第6章 市有共同墓地への支援

宇治市には、旧来の共同墓地が40箇所点在し、「宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例」に基づき管理を行うことを前提としていました。しかし、これらの墓地については、地域ごとに固有の伝統や宗教的色彩を色濃く帯びた慣習が存在し、使用対象者も地域や関連する檀家等に限定されている墓地が多く、墓地の実態的な管理は、全面的に地元委ねているのが現状でした。

このように、旧来の共同墓地が、広く一般市民に開放された施設とはなっていないことから、平成8年4月1日付けで前述の条例を廃止し、墓地の維持・管理は墓地管理者及び管理組織が自費で行い、宇治市の管理範囲は敷地保全の一部としました。

これに伴い、「宇治市有共同墓地整備事業費補助金交付要項」を新たに設け、大字中墓地(5箇所)及び天ヶ瀬墓地内への移設に伴い廃止した無縁墓地を除く34箇所の市有共同墓地に対して、必要に応じてこれを適用することとしました。

第7章 宇治市天ヶ瀬墓地公園の管理運営

高度経済成長期における急激な人口増加とその後の定住化、核家族化の進行、家族観や墓地観の変化等により、宇治市の墓地需要は増大の一途を辿っていました。

これに対して、旧来の市有共同墓地や寺院墓地は絶対的に区画数が不足しており、この間民間霊園の進出はあったものの、長期展望に基づいた積極的な施策の事業展開を求められ、府内では初めて公営墓地公園を建設しました。しかし、近年の墓地需要は、社会情勢の変化や祭祀に対する意識の変化もあり、一定の落ち着きが見られます。

墓地公園は、祖霊が安らぎ、故人を追慕するにふさわしい静寂・荘厳な環境の創出とともに、墓参者のみならず広く市民に開かれた親しみの持てる空間とするため、散策と憩いの場に必要なる修景施設等の配置や緑との調和に配慮した美しい公園とすることを整備の基本としています。

なお、その管理にあたっては、地域固有の風俗・習慣等に柔軟に対応し、効率的かつ弾力的な管理体制を敷くために、平成4年7月15日に財団法人宇治市霊園公社(平成25年

4月1日に一般財団法人へ移行)を設立し、業務委託を行っていましたが、平成18年度より同公社を指定管理者として指定し、業務を委任しています。

表 3-7-1 取組みの経過

昭和 63 年度	基本計画
平成元年度	基本設計、地質調査
平成 2 年度	実施設計、管理棟設計、地質調査、景観計画
平成 3 年度	造成第 1 期工事・第 1 期造園工事に着手、墓地公園条例施行、墓地経営許可（9月30日）
平成 4 年度	造成第 1 期工事完了、造成第 2 期工事着手、第 1 期造園工事完了、開園・第 1 期分供用開始
平成 5 年度	造成第 2 期工事完了、第 2 期造園工事完了、第 2 期分供用開始
平成 6 年度	第 3 期造園工事完了、管理棟・和風庭園完成、第 3 期分供用開始
平成 7 年度	第 4 期造園工事完了、第 4 期分供用開始
平成 11 年度	第 5 期造園工事完了、既造園分の供用
平成 12 年度	第 5 期分供用開始
平成 15 年度	第 6 期造園工事完了、第 6 期分供用開始
平成 18 年度	第 7 期造園工事完了、第 7 期分供用開始
平成 22 年度	第 8 期造園工事完了、トイレ 2 基新設・スロープ・駐車場整備
平成 23 年度	第 8 期分供用開始

表 3-7-2 施設の概要

名 称	宇治市天ヶ瀬墓地公園
位 置	宇治市宇冶金井戸 7 番地の 44
敷 地 面 積	57,656 m ²
事 業 年 度	平成 3 年度 ～ 平成 22 年度
着 工	平成 3 年 10 月 31 日
総 墓 所 数	2,975 区画
施 設 内 容	管理事務所、休憩所、和風庭園、修景池、芝生広場、園路植栽帯
供 用 開 始	平成 4 年 9 月 21 日

表 3-7-3 墓所使用料・墓園管理料

(単位：円)

区 分	墓所使用料	墓園管理料（年額）
2 m ² 墓所	500,000	4,000
3 m ² 墓所	750,000	6,000
4 m ² 墓所	1,000,000	8,000

表 3-7-4 墓所使用者募集状況

(単位：件、人)

区分	27年度			28年度			29年度			墓所 使用者数
	募集	応募	決定	募集	応募	決定	募集	応募	決定	
2 ㎡	9	55	8	7	38	7	6	23	4	1,853
3 ㎡	4	11	3	0	0	0	0	0	0	769
4 ㎡	16	10	7	4	2	2	2	3	2	342
計	29	76	18	11	40	9	8	27	6	2,964

(備考) 1. 応募数>募集数、かつ募集数>決定数となることがあるのは、辞退者が発生することがあるため

2. 墓所使用者数は平成 30 年 3 月 31 日現在

第 8 章 宇治市斎場の管理運営

宇治市斎場は、清楚なたたずまいと近代の技と美の粋を尽くし、風致地区環境にふさわしい周辺との調和に配慮するとともに、環境に考慮して無公害設備を採用し、また市民サービスの向上の観点から葬儀ができる葬祭場を付設した施設として、昭和 59 年 4 月に開設しました。

開設より 25 年あまりが経過し、施設の老朽化、今後の施設利用の増大が見込まれることから、平成 17 年度に宇治市斎場再整備基本計画を策定し、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で再整備を行いました。

なお、斎場の業務については、平成 18 年度より財団法人宇治市霊園公社（平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行）を指定管理者として指定し、業務を委任しています。

表 3-8-1 施設の概要

名 称	宇治市斎場
位 置	宇治市宇冶金井戸 7 番地の 37
敷地面積	13,656.95 ㎡
工 期	昭和 58 年 8 月着工 ～ 昭和 59 年 3 月竣工
供用開始	昭和 59 年 4 月 23 日
建築規模	鉄筋コンクリート造 2,455.92 ㎡

施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬棟 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉（前室付台車式大型炉） 8基 ・炉前ホール ・告別室 2室 ・収骨室 3室 ・安置室 1室 ■待合棟 <ul style="list-style-type: none"> ・待合ホール ・和室 3室 ・洋室 2室 ・喫茶コーナー ・事務室 ■葬祭棟 <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭場 ・葬祭場ホール ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・渡り廊下 ・霊灰庫 ・庭園 ・駐車場
------	---

表 3-8-2 斎場使用料

(単位：円)

区 分		単 位	使用料	
			市 内	市 外
火葬場	大人（12才以上）	1体	12,000	90,000
	小人（12才未満）	1体	8,000	60,000
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000	45,000
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600	27,000
4キログラムを超え1キログラムごとに		800	6,000	
第1葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	52,000	186,000
		午前0時から午後4時まで	26,000	93,000
第2葬祭場及び第3葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	26,000	93,000
		午前0時から午後4時まで	13,000	46,500
安 置 室		午後4時から翌日の午後4時まで	3,600	12,900
待 合 室		1室2時間	2,400	8,600

- (備考) 1. 第2葬祭場及び第3葬祭場は第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものをいう
2. 平成30年7月1日使用料改定
3. 「市内」とは、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、妊娠4月以上の死産児については死産時にその父又は母が、肢体の一部及び胎盤については使用者が、使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
4. 「市外」とは、前項に定める場合以外の場合をいう。

表 3-8-3 火葬場使用件数

(単位：件)

区 分		年 度				
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
市 内	大 人	1,404	1,525	1,612	1,510	1,600
	小 人	8	6	3	5	2
	死 産 児	31	19	16	17	18
	肢体の一部・胎盤	0	1	0	0	1
	小 計	1,443	1,551	1,631	1,532	1,621
市 外	大 人	1,693	1,648	1,491	1,608	1,738
	小 人	7	5	5	5	5
	死 産 児	18	20	9	18	7
	肢体の一部・胎盤	1	0	0	1	1
	小 計	1,719	1,673	1,505	1,632	1,751
合 計	大 人	3,098	3,174	3,103	3,118	3,338
	小 人	15	11	8	10	7
	死 産 児	49	39	25	35	25
	肢体の一部・胎盤	1	1	0	1	2
	合 計	3,162	3,224	3,136	3,164	3,372

表 3-8-4 葬祭場等使用件数

(単位：件)

区 分		年 度				
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
市 内	葬 祭 場	108	106	111	91	117
	安 置 室	77	105	71	82	104
	待 合 室	416	417	402	346	218
	小 計	601	628	584	519	439
市 外	葬 祭 場	16	14	10	13	10
	安 置 室	40	34	24	23	47
	待 合 室	377	342	286	316	135
	小 計	433	390	320	352	192
合 計	葬 祭 場	124	120	121	104	127
	安 置 室	117	139	95	105	151
	待 合 室	793	759	688	662	353
	合 計	1,034	1,018	904	871	631

第9章 環境美化の推進

1 経過

市民や観光客等による空き缶やたばこの吸殻等の放置、いわゆるごみのポイ捨てが、まちを汚し、市民の生活環境を損なう大きな要因となっていました。

そのため、ごみのポイ捨て防止のための条例制定を求める機運が高まり、これを受けて平成10年6月10日に環境保全審議会に「(仮称)宇治市ポイ捨て防止条例」の制定について諮問し、平成11年3月5日に答申を受け、同年10月8日に「宇治市環境美化推進条例」として公布し、翌年4月1日より施行するに至りました。

2 条例の特徴

この条例の主な特徴としては、次のような点があげられます。

- (1) 市内で特に環境の美化を推進すべき地域を、環境美化推進重点地域(以下「重点地域」として指定しました。
- (2) 重点地域におけるポイ捨て行為に対して、市長が指定した指定職員による指導を行い、これに違反したものに対して罰金を課すことにしました。
- (3) 重点地域内で飲料等を販売する業者等に対しては、空き缶等の回収容器の未設置や適正管理に対する命令違反に対して、その旨の公表と罰金を課すことにしました。
- (4) 野鳥保護の観点から、釣針、釣糸の放置を禁止しました。

3 環境美化活動

本市では、市民や観光客等への広報・啓発活動、行政・市民・事業者や事業団体が連携しての美化・清掃活動等に重点を置き、まちを常に美しく保つことにより、ポイ捨てをさせない、ポイ捨てしにくい環境をつくりだすことを目指しています。その一環として、広報紙による広報活動はもとより、重点地域における啓発看板の設置、環境美化推進ボランティアと協働して重点地域での美化・啓発活動等を進めています。



みんなで守ろう！歴史のまちを、きれいな宇治を